

学 生 各 位

平成28年度前期分授業料免除等 願書の配布及び申請について

(徴収猶予願のみ・月割分納願のみを含む)

東日本大震災に伴う経済支援の入学料・授業料免除申請については、
詳細を掲示又は、下記ホームページにて確認してください。

申請期間 平成28年3月3日(木)～平成28年3月18日(金) 厳守

(1) 授業料免除願書等の入手方法：次の3つの方法があります。

- ①学生支援課経済支援係の窓口で直接受け取る。
- ②郵送で請求する。
- ③ホームページからダウンロードして各自印刷する。

※詳細は、次のホームページを参照願います。

<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/>

参考：東北大学トップページ→教育・学生支援→学生生活→入学料及び授業料免除等

(2) 申請期間(申請期間最終日が締切日です。締切日厳守)

A：授業料免除希望者(東日本大震災に伴う経済支援の授業料免除申請も含む)

平成28年3月3日(木)～平成28年3月18日(金)

(土、日、祝日は除く。)

※但し、平成28年度学部新入生及び大学院新入生についての申請期間は、
下記のとおりです。

- ・授業料免除希望者(一般)：入学手続き日～平成28年4月11日(月)
- ・東日本大震災に伴う経済支援の入学料・授業料免除希望者
：入学手続き日～平成28年3月28日(月)

B：授業料徴収猶予のみ又は月割分納のみの希望者

平成28年3月3日(木)～平成28年4月4日(月)

(土、日、祝日は除く。)

※但し、平成28年度学部新入生及び大学院新入生についての申請期間は、
平成28年3月3日(木)～平成28年4月11日(月)です。

(3) 受付場所：学生支援課経済支援係

(川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1階④番窓口)

(TEL:022-795-7816)

(窓口開設時間 午前8時30分～午後5時00分)

※申請者多数のため、別室で受付を行う場合があります。

※下記のキャンパスで臨時受付窓口を設置しますので、ご利用ください。

(所属学部・研究科のキャンパス以外でも願書を提出できます。)

雨宮キャンパス	日時 平成28年3月 8日(火) 午後1時30分～午後4時 場所 農学部管理棟2階 大会議室
星陵キャンパス	日時 平成28年3月 9日(水) 午後1時30分～午後4時 場所 医学部6号館1階 カンファレンス室1
青葉山キャンパス (工学部)	日時 平成28年3月10日(木) 午後1時30分～午後4時 場所 工学部 中央棟2階 大講義室
片平キャンパス	日時 平成28年3月11日(金) 午後1時30分～午後4時 場所 生命科学プロジェクト総合研究棟1階 講義室

※上記臨時受付窓口の設置期間も含め、期間内は学生支援課経済支援係でも受付します。

※各キャンパスとも駐車スペースはありませんので、自家用車での来場はご遠慮ください。

【注意】

- ・申請書類は原則、学生本人が提出してください(代理人・郵送は不可)。
- ・入院・長期出張等やむを得ない事情があり本人が提出できない場合や期間内に提出できない場合は、必ず締切日前日までに学生支援課経済支援係に相談してください。
- ・例年、申請締切日付近は大変混み合い、2時間以上お待ちいただくこともあります。やむを得ない場合を除き、早めに提出してください。
- ・申請締切日を過ぎての受付はできませんので、ご注意ください。
- ・提出書類に虚偽の事項を記載し、又は提出書類を偽造して入学料・授業料の免除の許可を受けたことが判明した場合には、その許可を取り消す外、直ちに授業料を納付しなければなりません。

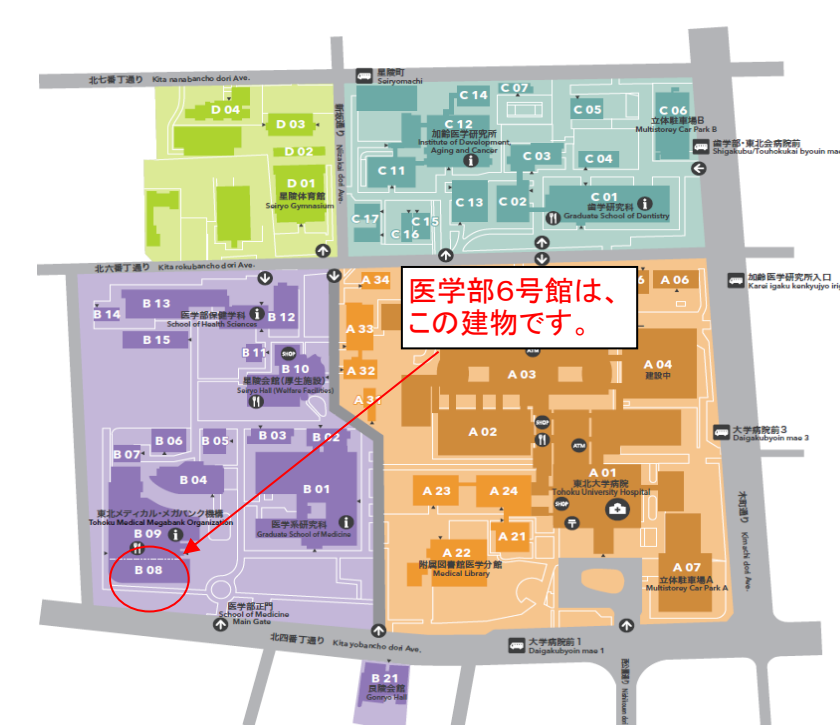
平成28年2月1日
学生支援課経済支援係

各キャンパスの受付窓口の場所 (※各キャンパスとも駐車スペースはありませんので、自家用車での来場はご遠慮ください。)

川内北キャンパス受付窓口
3/3(木)～3/18(金)まで 平日 8:30～17:00
(教育・学生総合支援センター1階④番窓口 学生支援課経済支援係)



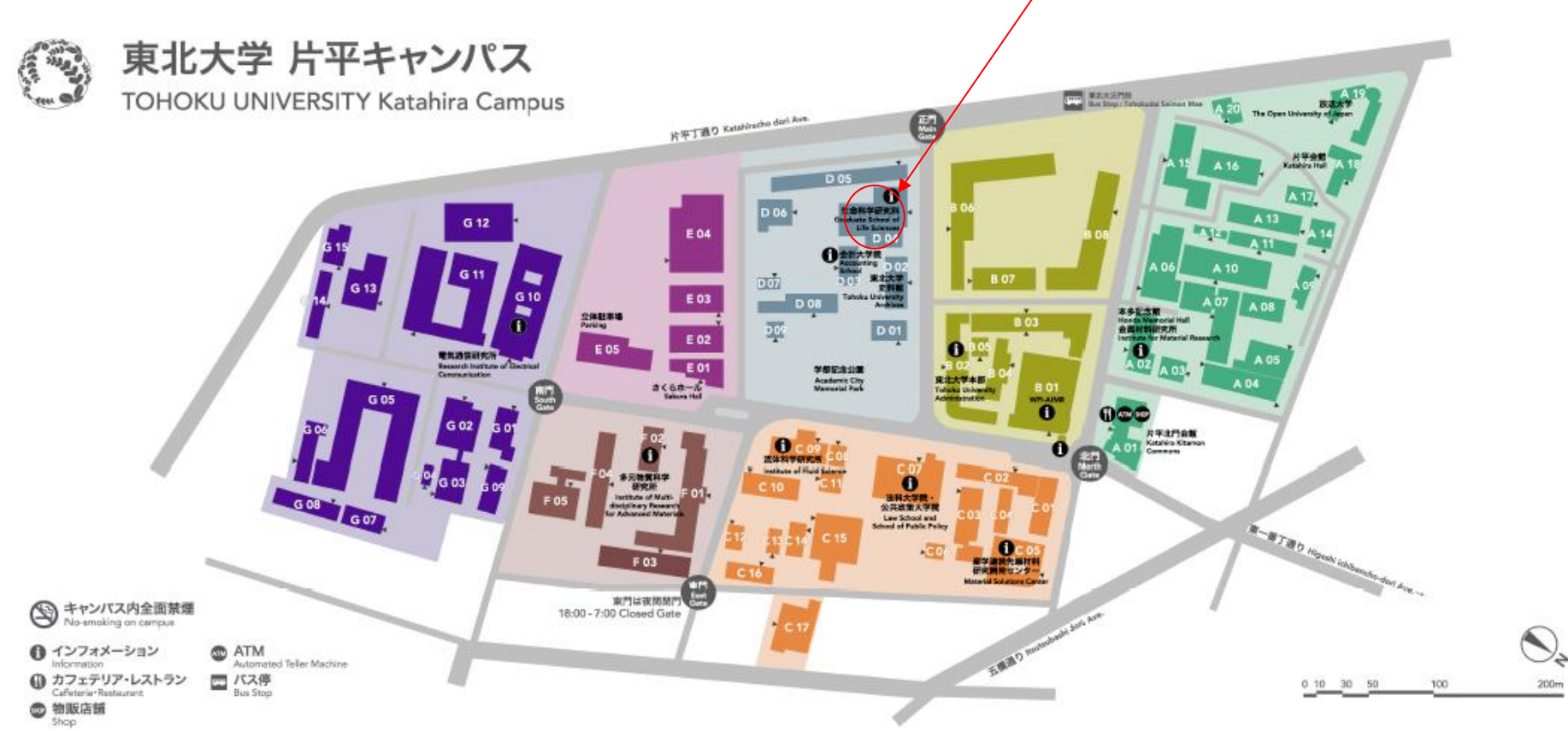
星陵キャンパス臨時受付窓口 3/9(水) 13:30～16:00
(医学部6号館1階カンファレンス室1)



雨宮キャンパス臨時受付窓口
3/8(火) 13:30～16:00
(農学部管理棟2階 大会議室)



片平キャンパス臨時受付窓口
3/11(金) 13:30～16:00
(生命科学プロジェクト総合研究棟1階 講義室)



青葉山キャンパス臨時受付窓口
工学部中央棟2階 大講義室
3/10(木) 13:30～16:00



平成28年度東日本大震災に伴う経済支援

— 入 学 料 ・ 授 業 料 免 除 (震災分) —

本学では、東日本大震災により家計が急変し経済的に修学困難になった学生に対し、被災状況に応じて経済支援を行っています。

平成28年度も引き続き支援を行いますので、希望する場合は、下記により申請してください。

なお、平成27年度に本学に在学し、申請済みの方も改めて申請する必要があります。

1. 支援対象者

以下の2点すべてに該当する学生に対し、被災状況に応じて入学料・授業料免除の支援を行います。

- ① 災害救助法適用地域に主たる学資負担者が居住し、被災した事実を公的証明書等により証明が可能な学生

※災害救助法適用地域

(ホームページ http://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiki/kako.html#touhoku20110311 参照)

※独立生計者(学部学生を除く)は、持ち家の場合のみ対象となります。

- ② 以下のいずれかに該当する甚大な被害を受けた世帯の学生であること

入学料免除・授業料免除とも

○主たる学資負担者が死亡または行方不明となった場合

○主たる学資負担者の居住する家屋が、「全壊」、「大規模半壊」または「福島第一原子力発電所事故により、警戒区域または計画的避難区域となり居住不可能」となり、著しい被害を受けた場合

※被災程度が半壊、一部損壊の方については、平成28年度より震災枠の対象外となります。

申請を希望する場合は、一般枠で申請してください。

2. 支援内容

- ◎ 入学料免除(平成28年度入学者のみ)

※入学料の納付が経済的に困難な方を対象としています。入学料を納付した場合は、入学料免除を申請することができません。

- ◎ 授業料免除(前期分を被災状況に応じて全額免除または半額免除)

3. 申請方法

次の書類をとりまとめたうえ、経済支援係窓口(川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1階4番窓口)へ提出してください。

なお、下記の書類の外、審査の過程において必要な書類を求める場合があります。

- ①東日本大震災に伴う入学料・授業料免除願(所定用紙)

→ホームページ(<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/files/28shinsai.pdf>)よりダウンロード、又は経済支援係窓口より受領

- ②死亡又は行方不明を証明する書類、被災証明書(被災証明書)等の公的な証明書(いずれもコピー可)

→独立生計者の場合は、被災証明書(被災証明書)に持ち家であることを証明できる書類も添付すること。

- ③一般枠の入学料及び授業料免除制度の書類

※被災証明書のみでは免除対象となりませんので、一般枠の入学料及び授業料免除制度の書類を併せて申請してください。なお、これにより経済的に困窮と認定されない場合には免除対象となりません。

※入学料免除申請者は、結果が半額免除もしくは不許可の場合、入学料振込依頼書を郵送しますので、結果通知用封筒(宛先を記入し、82円切手を貼付した長形3号封筒)を併せて提出してください。

※被災の程度が「主たる学資負担者が死亡または行方不明となった場合」については、上記①、②(入学料免除申請の場合は結果通知用封筒も併せて)の関係書類のみを提出してください。

4. 申請期間(平成28年度前期分)

(Ⅰ) 在学生 **平成28年3月3日(木)～3月18日(金)**

(Ⅱ) 平成28年4月入学新生 **入学手続き日～平成28年3月28日(月)**

※申請書類を期日までに用意できない方、入院・長期出張等やむをえない事情により受付窓口にて持参できない方は、必ず申請締切日前日までに、下記までお問い合わせください。

※締切期間以降の申請については、受付は行いませんので、注意してください。

※平成28年度後期分の申請期間は、平成28年8月上旬までに掲示板等でお知らせします。

5. その他

東日本大震災に伴う経済支援とは別に、経済的理由等により入学・授業料を納付することが困難な方を対象とした従前からの入学料・授業料免除制度(一般枠)があります。

詳細は、<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/>をご覧ください。

【問合せ先】 平日8:30～17:00

東北大学教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係(川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1階4番窓口)

入学料・授業料免除申請を
希望する留学生の皆さんへ

To International Students who are applying
for Admission/Tuition Fee Waiver,

免除願書作成にあたっての注意事項について

Important Notice

免除願書の添付書類中、「家計状況申告書」は留学生の皆さんの日本での収入状況を知るうえで大変重要な書類です。日本における家計状況について、事実に基づき、正確かつ正直に記入してください。

The designated form, “The Statement of the Financial Situation” (Form 5) is a very important document to assess applicant’s financial situation. Truthful and accurate statements must be made concerning your financial situation in Japan.

なお、この「家計状況申告書」では、指導教員による意見の記入も必要です。指導教員からの意見は、皆さんの生活や学業について把握するために重要なものですので、必ずコンタクトをとり、直接記入されるようお願いしてください。

On the bottom part of the form, there is a section in which your adviser must write remarks. These remarks about your academic record as well as your life in Japan are very important for the screening procedure. You must contact your adviser and ask for the form to be filled out.

記入内容について、大学から、指導教員に直接確認を取ることがあります。

The Student Support Department will contact your advisers directly when any inaccurate statements are found.

また、この申告書の添付がない場合は申請を受理しないこと、及び提出書類に虚偽の事項を記入したり、提出書類を偽造した場合は、免除が決定された後でも許可が取り消される外、直ちに入学料もしくは授業料を納付しなければなりません。

Application will be rejected when Form 5 is not submitted. When facts which differ from those on the application or intentional misinformation are found, the Admission/Tuition waiver will be cancelled even after the approval. Furthermore, all fees must be paid to the University immediately.

2016年1月

教育・学生支援部学生支援課 経済支援係

January 2016

Financial Support Section, Student Service Division,
Education and Student Support Department